

中央教育審議会 大学分科会 高等教育の在り方に関する特別部会  
「急速な少子化が進行する中での将来社会を見据えた高等教育の在り方について（中間まとめ）」に関する意見

令和6年 9月27日  
日本私立大学協会

この度、貴特別部会が令和5年9月25日の諮問「急速な少子化が進行する中での将来社会を見据えた高等教育の在り方について」（以下、諮問）に対し、精力的な審議を重ね、令和6年8月8日に「急速な少子化が進行する中での将来社会を見据えた高等教育の在り方について（中間まとめ）」（以下、中間まとめ）をとりまとめられたご努力を多としたい。

とりわけ、地方に所在する高等教育機関が既に急速な少子化に直面していることを踏まえ、地方における高等教育へのアクセス確保に資する提言が各所でなされている点を評価したい。一方で、地方における高等教育のアクセス確保に向けては更なる方策が求められるほか、設置者別の役割や高等教育の費用負担等についても今後審議を深める必要があると考える。

以下、主に私立大学の視点から意見を申し上げ、今後の審議に反映されることを期待する。

## 1. 設置者別の役割について

### （1）私立大学を中核とした高等教育のグランドデザインの構築

- 我が国の大学の77%、学生数の74%を占める私立大学は、「建学の精神」に基づく多様で特色ある教育と学術研究とにより、国内外で活躍する国や地域のリーダー層から、我が国の強味である分厚い中間層に至るまで、社会の多様なニーズに応え得る幅広い人材を輩出してきた。
- また、戦前から今日までの産業構造や社会構造の変化に対応して、人文科学、社会科学、自然科学の諸分野のみならず、経営や商学などのビジネス分野や、看護や介護などの医療・福祉分野をはじめとする「新たな学問分野」の開拓によって、高等教育の裾野を拡大させ、我が国の産業・経済・社会の発展に大きく貢献してきた。近年では、データサイエンスやAI、環境といった成長分野の人材育成にも積極的に関与している。
- これら私立大学が我が国の発展に果たしてきた役割に鑑みれば、今後の高等教育政策において、多様な価値追求を行う私立大学を高等教育の中核に据える「高等教育政策の構造的な大転換（パラダイムシフト）」の速やかな実現が求められる。その際には、後述する国立大学・公立大学の在り方や高等教育費の費用分担といった基本問題に対する考察と制度設計とが重要である。

### （2）国立大学・公立大学の在り方

- 財政健全化が焦眉の課題である我が国においては、国の財政負担を軽減するためにも「官」から「民」への流れの加速が不可欠である。前述の「高等教育政策の構造的な大転換」にあたり、国立大学については、大学院を中心に再編し、国策に基づく世界トップレベルの研究や国立大学でなければ困難な教育研究に特化するなど、その使命・機能・規模の検討を一層進める必要がある。特に規模については、急減する18歳人口にあわせた学部の収容定員の削

減と、地方私立大学の経営を圧迫している「魅力ある地方大学の実現に資する地方国立大学の定員増」制度の撤廃を強く求めたい。

- 近年、公立大学は著しく拡大してきたが、地方私立大学の地域への貢献は、公立大学を凌ぐとあって良い。国および地方自治体の両者においては、地方交付税交付金という国費の多額な支出を伴う公立大学の設置や収容定員増、更には既存私立大学との競合を招く公立大学化については抑制的に取扱い、まずは民間の教育機関で費用対効果の高い私立大学の活用とその支援に叡智を傾けたい。

## 2. 教育研究の「質」について

### (1) 外国人留学生や社会人をはじめとした多様な学生の受入れ促進

- 急速な少子化と激しさを増すグローバルな競争の狭間で、我が国の高等教育機関がそのプレゼンスを今後も発揮していくためには、教育と研究の充実強化を図り、学生一人一人の能力を高めていくことが必要なのは論を俟たない。
- 教育研究の充実強化に向けては、一層の制度の柔軟化を図り、より多様な教育研究を可能とするとともに、中間まとめでも指摘される外国人留学生や社会人の受入れを促進し、多様な知見・経験を持つ学生が集う環境を整えることが重要である。
- 一方で、留学生の拡大に向けては、卒業後の日本での就労や入国管理等の問題が存在する。社会人学生についても在職者の高等教育へのアクセスや学修成果に対する待遇の問題など、教育行政の枠を超えて改善すべき障壁も数多く存在する。
- 既に、博士人材の民間活用促進に向けては、文部科学省と経済産業省で合同検討会を設けて検討を進められているように、留学生や社会人学生の拡大についても、関係省庁と連携した総合的な「社会政策」として構築されることが望まれる。

### (2) 遠隔授業と通信制大学の質保証

- コロナウイルスの感染拡大を経て普及した遠隔教育の取扱いについては、既に「大学・高専における遠隔教育の実施に関するガイドライン」（令和5年3月28日）が示されているが、令和4年の大学設置基準改正により導入された「特例制度」のもとでは、60単位を超えて遠隔授業を行う通学制大学と通信制大学との境界が大きく接近する場合も考えられ、通学制大学としての教育の質が懸念される。「特例制度」における遠隔授業の取扱いルールについても明確化の必要があると考える。
- また、今後一層の拡大が予想される通信制大学については、「知の総和」の維持向上への貢献が期待される反面、その設置基準は依然として簡便なものとなっているため、定員規模の在り方、授業運営や成績評価を含む教育の質保証等について改めて検討する必要性が生じている。

## 3. 高等教育の「規模」および高等教育への「アクセス」について

- この度の中間まとめでは、少子化が急速に進行する状況を踏まえ、今後の高等教育の規模について量的な縮小を基本的方向として示す一方で、「地方における高等教育へのアクセス」を別途に審議されている点が極めて重要である。
- 前述のように私立大学は我が国の発展に大きく貢献してきたが、とりわけ、地方に所在する私立大学は、急速な人口減少による厳しい経営環境下にあっても、ものづくり、ビジネス、医療、教育・保育、福祉等の地域需要を踏まえた人材育成に取り組み、その教育成果の一つ

として多くの県内就職者を輩出するだけでなく、地域課題の解決や地域経済への貢献、更には地域の文化・芸術の継承、医療・福祉・防災・産業振興の拠点として、「地域の基盤的な社会資本」となっている。

- 一方、政府においては18歳人口の急減を踏まえ、定員未充足の私立大学に対し、その経営の安定性や教育の質を疑問視し、私学助成の配分や設置認可、修学支援新制度の機関要件等において数々の規制強化が近年行われている。定員未充足大学の多くは地方に所在しており、現在のような規制強化による収容定員管理を続けていけば、地方の人口減少に拍車をかけ、やがては地方から大学進学の手が失われ、若者の地域流出を助長させかねない。
- 私立大学が地方創生の拠点として、地元地域の発展に大きく貢献していることに深く思いを致せば、地方の私立大学・学部等がその地域から次々と失われて良いわけがない。我が国の将来にわたる繁栄に向けては、国と地方の均衡ある発展を図ることが第一義的に必要である。そうした地方創生の視点に立てば、もはや定員未充足の問題を偏に大学の責に帰すのではなく、少子化による人口減がもたらす我が国が抱える社会問題の一つとして捉え直し、地域の貴重な高等教育機関として存在する私立大学を、国や地方自治体が積極的に支援していく発想の転換が求められる。

### (1) 定員管理政策の転換

- 現行の定員管理政策は、つまるところ地方私立大学を量的に縮小させるに過ぎず、本来考えられるべきである地方の高等教育の維持・発展のためには、成長分野や今後需要の高まりが期待される社会人教育等の地域需要に迅速に応える教育展開を可能とする措置こそが今後の定員管理政策に必須と考える。
- ついては、地方の高等教育の機会を摘みかねない私学助成や設置認可申請における定員未充足に対する規制を強化するのではなく、適正な定員管理と、定員未充足大学の新たな教育展開とを同時に可能とする下記のような定員管理政策への転換が図られるべきである。

#### ①定員未充足大学に対する新たな定員管理制度の導入

- 既に中間まとめにおいて、「一定の条件を満たす場合に一時的に減少させた定員を一部又は全部戻すことを容易にする仕組み」の創設が提言されているように、各大学の判断により、①「収容定員」は維持したままで、②これまでの入学者実績等を踏まえて収容定員から「一時的に削減する定員数」を文部科学省に届け出ることを可能とする恒久的な制度の創設を早急に求めたい。
- この「一時的に削減した定員」に基づき大学は学生募集を行い、政府は定員管理を行う。その後、例えば大学が定員増や改組転換等を行う場合には、「届出」によって従来の収容定員に戻すことにより、既存の教育資源を活用した迅速で新たな教育展開が可能となる。こうした「教育の再構築」に向けた余地を残すことは、今後の地方における高等教育を充実・発展させていく上で不可欠である。

#### ②パートタイム学生の収容定員への加算

- 令和5年9月25日の諮問において、リカレント教育の重要性が指摘されたように、人口減少が進むなかで我が国の「知の総和」を維持・拡大するための一方策として、社会

人に対するリカレント教育やリスキリング教育に大きな期待が寄せられている。

- 社会人学生の受入れも大学の重要な機能であることに鑑みれば、履修証明プログラムや、より短期の教育プログラムを受講する科目等履修生等のパートタイム学生を収容定員に加算するための方策を検討する必要がある。

## (2) 修学支援新制度における機関要件の撤廃

- 修学支援新制度については「直近3年度全ての収容定員充足率が8割未満」の大学を対象外とする等の「機関要件」によって、設置認可や認証評価などの公的な質保証を受けた高等教育機関であるにもかかわらず、支援対象となる学生が学びたい高等教育機関で学べない矛盾が生み出されている。
- 資源に乏しい我が国においては「人財」こそが重要な資源であり、家庭の経済状況に拘らず、望めば誰もが高等教育を受けられる社会の実現が強く望まれる。「学生に責任のない」機関要件は撤廃されるべきである。

## 4. 高等教育の費用負担について

- 高等教育の受益者は、当事者である学生のみならず、国・地方自治体の公的機関や民間企業もその成果を享受している。高等教育の経費負担については、中間まとめにあるように、①国・地方自治体による公的支援、②学生・保護者負担、③寄附や投資等の社会負担の3者で分担することが望ましい。とりわけ、下記の点について早期の実現が期待される。

### (1) 高等教育に対する公財政支出と私立大学等経常費補助金の画期的拡充

- 我が国の高等教育への公的支出はOECD諸国の中にあって最下層に甘んじており、高等教育の経費負担は家庭に大きく依存したままとなっている。また、国立大学と私立大学の間で未だ手つかずとなっている、学部学生一人当たりの公財政支出の格差が約1.3倍にも及ぶ不合理の早期是正が強く求められる。
- 国立大学の学生も私立大学の学生も我が国の社会の発展に果たす役割の重要性に相異はない。こうした国私間の不合理な格差を解消し、公正な競争的環境を実現するためには、改めて我が国の高等教育に対する公財政支出の更なる拡充と、基盤的経費である私立大学等経常費補助金による「2分の1補助」の早期実現が図られるべきである。
- 特に、機関補助である私立大学等経常費補助金は、①教育研究環境の維持向上、②経営の健全性の向上とともに、③学生の「修学上の経済的負担の軽減」を目的とするものであり、学費高騰の抑制に大いに資するものであることを改めて強調しておきたい。

### (2) 自治体による私立大学の財政的支援

- 地方の私立大学には定員に満たなくとも、地方創生の拠点として地域の人材養成を担い、地域課題の解決に貢献している大学が少なくないが、急速な少子化等により、その経営環境は年々厳しさを増している。
- 地域を支える基盤的なインフラストラクチャーである私立大学の縮小や撤退は、地域の加速度的な衰退を招きかねないことから、国による私立大学等経常費補助金の拡充に加えて、地方自治体においても私立大学に対する地方交付税交付金を含む助成金の積極的な拠出を求めたい。

### **(3) 学校法人に対する寄附促進のための税制改正**

- 私立大学の収入は、その約80%を私費負担である学納金収入に依存している。未曾有の少子化のなかにあって、その教育研究の充実を持続的に可能とするためには、補助金収入の増大とともに、現状では約2%に過ぎない民間企業や団体をはじめとする社会からの寄附、とりわけアルムナイや保護者等の個人寄附の拡充を進め、財政構造の多様化を図る必要がある。
- 個人寄附者の拡大や多額の寄附意欲の醸成のためには、①税額控除対象法人への個人寄附に係る税額控除率を現行の40%から、最大100%まで引き上げることや、②全ての学校法人を寄附金税額控除の対象とするためのPST要件の撤廃など、寄附へのインセンティブを高める税制の見直しが不可欠である。

以 上